

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種室設置規則の一部を改正する規則

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種室設置規則（令和3年亀山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 グループリーダーは、室長の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。

（1）グループの分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと。

（2）グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること。

第4条を第5条とする。

第3条第2項中「前項」を「前2項」とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 グループにグループリーダーを置く。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（グループの設置）

第2条 室の所掌する事務を分掌させるため、室にワクチン接種グループを置く。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。